

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県深谷市長在家198番地

氏 名 永田紙業株式会社

代表取締役 永田耕太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日 令和 2年12月 8日

許可の有効期限 令和 7年12月 7日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特)汚泥、⑤特)廃油、⑥特)廃酸、⑦特)廃アルカリ（以上7種類）

※④、⑤、⑥及び⑦に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成17年12月 8日 新規許可

平成21年 6月 1日 変更許可

平成22年12月 8日 更新許可

平成27年12月 8日 更新許可

令和 2年12月 8日 更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉱さい	特) ばいじん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
水銀又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
カルシウム又はその化合物	-	◎	-	○	○	-	-	-
鉛又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
有機燐化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
砒素又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
シアン化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-	-
テトラクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-	-
ジクロロメタン	-	○	○	○	○	-	-	-
四塩化炭素	-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	-	-	○	○	○	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	○	○	○	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	○	○	○	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンソルブ	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-
セレン又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン	-	-	-	-	-	-	-	-
グアイキシン類	-	-	-	-	-	-	-	-

